

(通年募集)海老名市パートタイム会計年度任用職員勤務条件書 募集番号 (就支 - 10)

所 属	教育部 就学支援課	連絡先: 046-235-4918(直通) 担当者名: 藤木
(勤務場所)	□海老名市役所 □えびなこどもセンター <input checked="" type="checkbox"/> その他(海老名市立小中学校)	
職種	非常勤講師(初級)	募集人数 報酬 (締切日及び支払日)
(免許・資格要件等)	養護教諭教員免許状を有するもの 大卒15年未満 短大・専門学校卒17年未満	時間額 2,151 円 月末日締め、翌月20日払い
(業務内容)	修学旅行の付き添い養護教諭の代替	期末・勤勉手当 支給要件あり (任期の定めが6か月以上及び週15.5時間以上)
任用期間	採用の日 から 令和9年3月31日 まで	(期末・勤勉手当支給率) 2. 25月(在職期間に応じて支給率の減あり)
勤務時間	8:30-15:30又は別に定める時間 (学校長との協議により別途定める)	(期末・勤勉手当支払月) 6月及び12月
勤務日(勤務形態)	別に定める学校課業日(学校長との協議により別途定める)	通勤に係る費用弁償 支給要件あり(上限55,000円)
(休憩時間)	有(6時間以上勤務の場合、60分) 原則12:00-13:00 取得時間は学校長と協議	昇給・昇格・退職手当 なし
(1日の勤務時間)	6.0 時間 (週 30.0 時間勤務)	健康(厚生年金)保険 雇用保険 加入可能(加入要件あり)
(時間外勤務の有無)	有 · 無	災害補償 公務災害及び通勤災害による負傷等は、補償の対象に該当
休日	週休日及び条例で定める休日(勤務形態により変更される場合があります。)	休暇・休業 取得要件あり (年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)等)
その他特記事項	<p>1 条件付採用期間は、1か月となります。ただし、実際に勤務した日数が15日に満たない場合や勤務評定によっては、延長される場合があります。</p> <p>2 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分及び分限処分の対象となります。</p> <p>3 任用予定期間満了後、「勤務成績が良好」など一定条件を満たした場合は、再度の任用がされることもあります(公募によらない再度の任用は連続2回まで可)。なお、任用を開始する月から勤務できない場合は、任用できません。</p> <p>4 勤務条件書に明示した部分も含め、関係する法律、条例、規則等が改正された場合は、勤務条件等が変更される場合があります。また、新年度の予算額が変更となった場合は、勤務条件等が変更される場合があります。特に、職種ごとに定められた号給から算出される報酬の時間額が、地域別最低賃金の額(神奈川県)を下回る場合に、当該地域別最低賃金の額を満たす時間額であって、当該地域別最低賃金の額との差額が最も小さい時間額となる号給から時間額を算出しますが、常勤職員の給料表に改訂があった場合は、時間額に増減が発生する可能性があります。</p> <p>5 欠員が出た場合に選考の対象となります。</p>	

(通年募集)海老名市パートタイム会計年度任用職員勤務条件書 募集番号 (就支 - 11)

所 属	教育部 就学支援課	連絡先: 046-235-4918(直通) 担当者名: 藤木
(勤 務 場 所)	□海老名市役所 □えびなこどもセンター <input checked="" type="checkbox"/> その他(海老名市立小中学校)	
職 種	非常勤講師(上級)	募 集 人 数
(免許・資格要件等)	養護教諭教員免許状を有するもの 大卒15年以上 短大卒・専門学校卒17年以上	報 酬 (締切日及び支払日)
(業 務 内 容)	修学旅行の付き添い養護教諭の代替	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (期末・勤勉手当支給率)
任 用 期 間	採用の日 から 令和9年3月31日 まで	2. 25月(在職期間に応じて支給率の減あり)
勤 務 時 間	8:30-15:30又は別に定める時間 (学校長との協議により別途定める)	6月及び12月
勤 務 日 (勤 務 形 態)	別に定める学校課業日(学校長との協議により別途定める)	支給要件あり(上限55,000円)
(休 憩 時 間)	有(6時間以上勤務の場合、60分) 原則12:00-13:00 取得時間は学校長と協議	昇給・昇格・退職手当
(1 日 の 勤 務 時 間)	6.0 時間 (週 30.0 時間勤務)	健康(厚生年金)保険 雇 用 保 険
(時間外勤務の有無)	有 · 無	加入可能(加入要件あり)
休 日	週休日及び条例で定める休日(勤務形態により変更される場合があります。)	災 害 補 償 休 暇 · 休 業 公務災害及び通勤災害による負傷等は、補償の対象に該当
その他特記事項	<p>1 条件付採用期間は、1か月となります。ただし、実際に勤務した日数が15日に満たない場合や勤務評定によっては、延長される場合があります。</p> <p>2 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分及び分限処分の対象となります。</p> <p>3 任用予定期間満了後、「勤務成績が良好」など一定条件を満たした場合は、再度の任用がされることもあります(公募によらない再度の任用は連続2回まで可)。なお、任用を開始する月から勤務できない場合は、任用できません。</p> <p>4 勤務条件書に明示した部分も含め、関係する法律、条例、規則等が改正された場合は、勤務条件等が変更される場合があります。また、新年度の予算額が変更となった場合は、勤務条件等が変更される場合があります。特に、職種ごとに定められた号給から算出される報酬の時間額が、地域別最低賃金の額(神奈川県)を下回る場合に、当該地域別最低賃金の額を満たす時間額であって、当該地域別最低賃金の額との差額が最も小さい時間額となる号給から時間額を算出しますが、常勤職員の給料表に改訂があった場合は、時間額に増減が発生する可能性があります。</p> <p>5 欠員が出た場合に選考の対象となります。</p>	